

## H30年度 所定疾患施設療養費算定状況

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

### 所定疾患施設療養費について

- 1.対象となる入所者の状態は次の通りです。
  - ・肺炎
  - ・尿路感染症
  - ・带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- 2.上記で治療が必要になった入所者に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する7日を限定とし、月1回に限り算定する。
- 3.診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- 4.請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
- 5.算定開始後は、治療の実施状況について公表する。